

## 県営建設工事の請負契約に係る競争入札実施要綱

〔平成19年6月6日  
総務第232号〕

〔沿革〕平成19年6月6日付け総務第232号制定、平成21年1月19日付け総務第933号一部改正、平成21年3月30日付け総務第1252号一部改正、平成22年3月18日付け総務第1202号一部改正、平成23年6月29日付け総務第63号一部改正、平成27年3月31日総務第286号一部改正、平成28年3月31日総務第244号一部改正、平成29年3月29日総務第204号一部改正、平成31年3月28日総務第236号一部改正、令和3年3月26日付け出総第378号一部改正、令和7年3月31日付け出総第282号一部改正

(趣旨)

第1 この要綱は、別に定めのあるもののほか、県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札等の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和56年岩手県告示第412号。以下「規程」という。）第2条第1号に規定する県営建設工事をいう。
- (2) 条件付一般競争入札 規程第2条第2号に規定する条件付一般競争入札をいう。
- (3) 地方公所 規程第2条第3号に規定する地方公所をいう。
- (4) 審議会 規程第14条第1項に規定する競争入札審議회를いう。
- (5) 地方審議会 規程第15条に規定する地方競争入札審議회를いう。
- (6) 広域振興局 規程第2条第4号に規定する広域振興局をいう。
- (7) 入札担当課等の長 出納局総務課入札課長又は広域振興局の審査指導監をいう。
- (8) 工事担当課等の長 工事を執行する本庁の室若しくは課の長、課長若しくは担当課長又は地方公所の長（広域振興局長を除く。）若しくは広域振興局の部長若しくは室長等（岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）第31条に規定する部長若しくは第32条に規定する室長等をいう。）
- (9) 電子入札システム 会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第102条第2項の規定に基づき、県営建設工事の入札手続のうち入札案件の登録から参加申請、入札、落札者の決定までの事務について、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により行うシステムをいう。

(工事施行伺いの合議)

第3 工事担当課等の長は、条件付一般競争入札、指名競争入札又は設計額が400万円を超える工事で随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第8号及び第9号による場合を除く。以下同じ。）の方法により契約を締結しようとする工事の施行伺い（特定調達に該当する工事に係るものを除く。以下同じ。）については、設計額の区分に応じ次表に掲げる者に対し同表の期限までに合議しなければならない。ただし、随意契約に係る工事の施行伺いについては、同表の期限にかか

ならず必要の都度合議しなければならない。

工事担当課等	設計額	合議の相手方	合議期限
課長	2億5,000万円以上	出納局総務課 入札課長	審議会の開催日の14日前
	2億5,000万円未満		審議会の開催日の8日前
地方公所	2億5,000万円以上 5億円未満	広域振興局の 審査指導監	地方審議会の開催日の14日前
	2億5,000万円未満		地方審議会の開催日の8日前

2 前項の工事施行伺いには、条件付一般競争入札又は指名競争入札に付する根拠及び理由、工事種別及び等級区分、その他別に定める必要事項を記載しなければならない。

3 工事担当課等の長は、前項の規定により合議するときは、入札参加者の資格の設定に係る参考事項を記載した合議資料（様式第1号）を作成し入札担当課等の長に提出しなければならない。

（指名競争入札参加者の指名基準）

第4 指名競争入札を行う場合の入札参加者の指名は、別に定める指名基準により行うものとする。

（随意契約の運用）

第5 随意契約により契約を締結しようとする場合の取扱いは、別添（写）「工事請負契約における随意契約方式の的確な運用について」（昭和59年7月11日付建設省厚発第308号建設大臣官房長通知）の別紙「工事請負契約における随意契約のガイドライン」に準拠するものとする。

2 工事担当課等の長は、設計額が400万円を超える工事で随意契約により契約を締結しようとするときは、工事施行伺いに随意契約に付する根拠及び理由、選定業者及び選定理由等を記載した随意契約理由書（様式第2号）を添付しなければならない。

（審議会及び地方審議会の運営）

第6 審議会及び地方審議会（以下「審議会等」という。）の運営は、次によるものとする。

（1） 審議会等は、主宰者（規程第14条第1項及び第15条に規定する主宰者をいう。以下同じ。）が必要の都度開催するものとする。なお、審議会等の開催日については、可能な限り定例化するように配慮するものとする。

（2） 審議会等の開催及び委員の指名に当たっては、次に掲げる事項を通知するものとする。なお、委員の指名に当たっては、審議会にあつては複数の部局から、地方審議会にあつては複数の地方公所（地方公所が広域振興局である場合は複数の部等）から委員が指名されるよう配慮するものとする。

ア 主宰者名

イ 開催日時及び場所

ウ 審議に付する事項

（ア） 条件付一般競争入札に付する県営建設工事の参加者の資格の設定

（イ） 条件付一般競争入札に付した県営建設工事の落札候補者の資格の確認

（ウ） 指名競争入札に付する県営建設工事の被指名人の選定

（エ） その他県営建設工事の請負契約に関し特に必要な事項

（3） 審議会等は非公開とする。

（4） 主宰者は、審議会等の審議に付する事項に応じ、次表に掲げる資料及びその他参考となる

資料を審議会等に提出するものとする。

審議に付する事項	審議会等に提出する資料
ア 条件付一般競争入札の参加者の資格の設定	条件付一般競争入札参加資格要件設定一覧 (様式第3号) 入札公告案
イ 条件付一般競争入札の参加者の資格の確認	入札参加資格確認書類
ウ 入札参加者として指名する業者の選定	競争入札審議会資料(様式第4号)
エ その他県営建設工事の請負契約に関し特に必要と認められる事項	審議事項に係る関係資料

- (5) 主宰者は、審議会等において審議の対象とする工事名、工事場所、工事日数、工事の概要、条件付一般競争入札における参加資格要件及び参入見込数、資格確認の内容、指名競争入札の実施理由及び指名案の選定理由等を説明するものとする。
- (6) 主宰者は、必要があると認められるときは、審議会等に委員以外の関係者の出席を求め意見を聞くことができる。
- (7) 主宰者は、審議会等における審議結果を、次表に掲げる区分に応じて報告しなければならない。

主 宰 者	報 告 の 相 手 方
出納局総務課入札課長	出納局副局長
広域振興局の審査指導監	広域振興局副局長
広域振興局の審査指導監の特命課長 (入札業務を担当する特命課長に限る。)	広域振興局副局長 (設計額2億5,000万円以上の工事に限る。)
	広域振興局の審査指導監 (設計額2億5,000万円未満の工事に限る。)

- (8) 出納局総務課入札課長又は広域振興局の審査指導監は、審議会等の審議結果等を記載した書類を作成し、保管するものとする。

2 審議会の庶務は出納局総務課において、地方審議会の庶務は広域振興局の審査指導監において処理する。

(予定価格の送付)

第7 工事担当課等の長は、条件付一般競争入札又は指名競争入札により契約を締結しようとするときは、別に定める予定価格調書を審議会等の開催日の前日までに入札担当課等の長に送付しなければならない。

2 工事担当課等の長は、条件付一般競争入札又は指名競争入札により契約を締結しようとするときは、調査基準価格を予定価格調書に記載するものとする。

(条件付一般競争入札の公告)

第8 入札担当課等の長は、条件付一般競争入札により契約を締結しようとするときは、別に定めるところにより必要な入札参加資格等を付して入札公告を行うものとする。

(指名競争入札の指名通知)

第9 入札担当課等の長は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、別に定めるところにより被指名者に通知するものとする。

(見積期間)

第10 第8の規定による入札公告又は第9の規定による通知(以下「指名通知」という。)は、入札期日の前日から起算して、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第6条第1項に規定する見積

期間に相当する日数より前に行わなければならない。

(設計図書及び契約条項の閲覧等)

第11 入札担当課等の長は、別に定めるところにより見積期間中、設計図書及び契約条項（以下「設計図書等」という。）を閲覧に供するものとする。

2 入札担当課等の長は、指定した期間において入札参加者から設計図書等に関する質問を受け付けるものとする。

3 入札担当課長等の長は、前項の規定による質問について回答を作成し、指定した日までに閲覧又はその他の方法により入札参加者に周知するものとする。

(入札の執行)

第12 入札の執行は、入札担当課等の長が指名する職員（以下「入札執行者」という。）が、別に定めるところにより執行するものとする。

2 入札執行者は、入札執行の結果を別に定める様式による入札調書に記載しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、電子入札システムにより入札を執行する場合は、入札執行の結果を入札執行者が使用する電子計算機に備えられたファイルへの記録をもって代えることができる。

(入札の方法等)

第13 入札参加者は、入札公告又は指名通知により指定した日時、方法により入札書を提出しなければならない。

(入札の延期等)

第14 入札担当課等の長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を延期し、中止し、又は取り止めることができる。

(1) 天災、地変等により入札執行が困難なとき

(2) 入札を公正に執行することができないと認められるとき

(3) 競争入札の趣旨が失われると認められるとき

(4) その他やむを得ない事情が生じたとき

(工事費内訳書の分析)

第15 入札担当課等の長は、入札時に提出された工事費内訳書（総括）について、必要と認めるときは、別に定めるところによりその内容を分析するものとする。

2 入札担当課等の長は、低入札価格調査制度に関する事務処理要領（平成15年1月28日総務第1100号）に定めるもののほか、特に必要と認められるときは、入札参加者に対して入札書に記載されている入札金額に係る数量、単価及び金額を明らかにした工事費内訳書の提出を求めるものとする。

3 前2項の分析に当たっては、工事担当課等の長に対し期限を定めて分析を依頼することができる。

4 工事担当課等の長は、前項の依頼があったときは、その分析結果を期限までに入札担当課等の長に報告するものとする。

(落札決定)

第16 入札担当課等の長又は入札執行者は、落札者を決定したときは、直ちに落札者に通知又は告知するものとする。

(入札結果等の公表)

第17 入札担当課等の長は、別に定めるところにより入札参加者の名称及び入札結果等を公表するものとする。

(指名停止等)

第18 入札参加者に対し、別に定める県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日付

け建振第281号。以下「措置基準」という。)に基づき、指名停止等の措置を行うことがある。

(契約の成立要件)

第19 契約は、落札者と決定された者と締結するが、請負契約書を作成し、契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げるいずれかの事由に該当した場合は、当該落札者と契約を締結しない。

(1) 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第27条の23第2項に規定する経営事項審査の有効期間(経営事項審査の審査基準日から1年7月)を経過した場合

(2) 法第28条第3項又は第5項の規定により営業の停止(対象工事の入札の参加又は受注を禁止する内容を含まないものを除く。)を対象工事に対応する業種について命ぜられ、その処分の期間が経過していない場合

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている場合(県土整備部長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた場合を除く。)

(4) 措置基準に基づく指名停止を受けた場合

(5) 公告に定める要件を充足する主任技術者又は監理技術者を配置できない場合

(6) 公告に定める要件を充足する施工実績を有しない場合

(7) 役員等(個人である場合のその者、法人である場合の建設業法第5条第3号に規定する役員等、及び建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第3条に規定する使用人をいう。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者である場合

2 議会の議決を要する工事にあつて、既に仮契約を締結した場合においても、議決までの間に仮契約の相手方が前項各号に掲げるいずれかの事由に該当した場合においては、仮契約を解除するものとする。

3 第1項本文に規定する期間において、公正な入札が確保されていなかったことが判明した場合又は当該落札者が入札公告に掲げる要件のうちいずれかを満たさなくなった場合には、当該落札者との請負契約を締結しないことがある。この場合において、入札公告に掲げる要件中「落札決定の日まで」とあるのは「請負契約の締結まで」と読み替えるものとする。

4 前項の場合において、議会の議決を要する契約にあつては、仮契約を解除することがある。

5 前4項の規定は、落札者である共同企業体の一部の構成員が該当した場合においても適用する。

(電算処理)

第20 入札担当課等の長及び工事担当課等の長は、建設工事管理情報システム及び電子入札システムにより必要な事務を処理するものとする。

附 則(平成19年6月6日付け総務第232号)

1 この要綱は、平成19年7月1日以後に公告を行う工事から適用する。

2 同日前に公告又は指名通知を行った工事については、なお従前の例による。

附 則(平成21年1月19日総務第933号)

1 この要綱は、平成21年2月1日から適用する。

2 施行前に公告又は指名通知を行ったものは、なお従前の例による。

附 則(平成21年3月30日総務第1252号)

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成22年3月18日総務第1202号)

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 23 年 6 月 29 日総務第 63 号）

この要綱は、平成 23 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日総務第 286 号）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日総務第 244 号）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 29 年 3 月 29 日総務 204 号）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 31 年 3 月 28 日総務 236 号）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 3 年 3 月 26 日出総第 378 号）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 7 年 3 月 31 日出総第 282 号）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。